

第4回奥尻町議会定例会



令和4年12月6日に開会された「第4回奥尻町議会定例会」で次の事項について審議し、いずれも原案どおり可決されました。

専決処分

●奥尻町いじめ防止対策委員会及び奥尻町いじめ調査委員会条例の制定
いじめが発生した際の第三者委員会を設置できるようにするため本条例を制定しました。

●委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
いじめが発生した際の第三者委員会の委員に対する報酬の額を規定するため、本条例を制定しました。

●令和4年度奥尻町一般会計補正予算(第7号)
歳入歳出予算の総額にそれぞれ2706万5千円を追加し、歳入歳出予算総額を54億4791万1千円としました。

物価、賃金、生活総合対策として電力、ガス、食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり5万円の臨時特別給付金の支給について閣議決定されたことによる予算措置となります。

補正予算 (一般会計)

●令和4年度奥尻町一般会計補正予算(第8号)
歳入歳出予算の総額にそれぞれ5853万7千円を追加し、歳入歳出予算総額を55億644万8千円としました。

補正内容及び補正額は次のとおりです。

〔歳入〕

国有提供施設等所在市町村助成交付金

129万6千円

分担金及び負担金

国庫支出金

1万1千円

2188万5千円

道支出金

551万5千円

繰入金

△900万円

諸収入

783万円

町債

3100万円

〔歳出〕

総務費 3865万2千円

民生費 453万5千円

衛生費 751万円

農林水産業費

273万1千円

商工費 111万2千円

土木費 △428万7千円

消防費 △504万円

教育費 1459万1千円

公債費 △323万7千円

諸支出金

138万5千円

災害復旧費 58万5千円

補正予算 (特別会計)

●令和4年度バス交通事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7564万2千円を減額し、歳入歳出予算総額を6104万円としました。

康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ28万8千円を追加し、歳入歳出予算総額を3億8590万3千円としました。

●令和4年度奥尻町自動車整備工場事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ361万6千円を追加し、歳入歳出予算総額を1億1190万4千円としました。

●令和4年度奥尻町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ753万9千円を減額し、歳入歳出予算総額を2億8386万9千円としました。

●令和4年度奥尻町あわび種育苗センター事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ443万1千円を減額し、歳入歳出予算総額を3874万5千円としました。

●令和4年度奥尻町介護保険サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ16万円を追加し、歳入歳出予算総額を1973万4千円としました。

●令和4年度奥尻町国民健康

(第3号)

●令和4年度奥尻町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ150万8千円を追

加し、歳入歳出予算の総額にそれぞれ160万7千円を追加し、歳入歳出予算総額を8421万2千円としました。

●令和4年度奥尻町港湾施設用地造成事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ76万1千円を減額し、歳入歳出予算総額を1283万9千円としました。

●令和4年度奥尻町公共水道事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ92万5千円を追加し、歳入歳出予算総額を2億2102万7千円としました。

●令和4年度奥尻町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ150万8千円を追

加し、歳入歳出予算総額を1億2394万6千円としました

●令和4年度奥尻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)

収益的収入に4205万9千円を追加し、総額6億5104万8千円とし、収益的支出に1768万9千円を減額し、総額7億8938万7千円としました。

また、資本的収入に18万6千円を減額し、総額を8355万9千円とし、資本的支出に62万8千円を追加し、総額を9464万2千円としました。

条例

●議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

●町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
人事院勧告に基づく職員
の給与に関する条例の改正
に伴い、特別職の期末手当

●委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
監査委員及び教育委員に
ついて、檜山管内同委員と
の均衡と実働日数を考慮し、
報酬額を引き上げるため本
条例の一部を改正しました。

特別職報酬等審議会の答

特別職報酬等審議会の答

申に基づき議会議員の期末
手当の率を改定するため、
本条例の一部を改正しまし
た。

を一般職と同率の支給率とするため、並びに特別職報酬等審議会の答申に基づき給料の改定を行うため、本条例を改正しました。

●医師の給与等に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づく職員の給与に関する条例の改正に伴い、医師の勤勉手当を一般職と同率の支給率とするため、本条例の一部を改正しました。

●職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事院給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、本条例の一部を改正しました。

●地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

職員の定年延長等を想定した、地方公務員法の一部

を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正しました。

●奥尻町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

入居者資格の収入金額を条例により明記が必要なため、本条例の一部を改正しました。

●奥尻町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴い、本条例の一部を改正しました。

●奥尻町地域包括支援センター運営協議会設置条例の一部を改正する条例

介護保険法第78条の2第7項の規定により、指定密着型サービス事業者の指定

時に、関係者の意見を反映させるため、本条例の一部を改正しました。

●奥尻町過疎地域持続的発展計画の変更について

令和3年度から令和7年度における奥尻町過疎地域持続的発展計画の事業を変更するため、議決しました。

その他

●奥尻町ゼロカーボンシティ宣言

町ではこれまで再生可能エネルギーの導入を推進するなど、低炭素の地域づくりの実現を目指してきましたが、政府において2050年までに脱炭素社会の実現を目指していることもあり、より一層温暖化対策に取り組むため、本会議での全審議が終了した後、町長より宣言されました。

宣言全文は左のQRコードから閲覧できます(町ホームページにアクセスします)。



議会運営委員会

(11月30日)

12月6日に開会する第4回定例会の議事運営について審議し、会期は、1日間とすること等を決めました。

お願い

議長宛の文書や案内状などは、議長の公務日程上の調整をする必要がありますので、議長の自宅に送付しないで、直接、議会事務局に差出人等を明記のうえ、送付してください。

なお、期日、期限等があるものについては、早めをお願いします。

◇送付先 奥尻町字奥尻 808 番地 奥尻町議会議長 宛